

# 広報まつぶし 8月号より ユニバーサルデザイン書体(UD書体)を 導入します

ユニバーサルデザイン書体とは、視認性・判読性・デザイン性・可読性に優れ、年齢、性別、障がいの有無に関係なく快適に読みやすくデザインされた文字のことを表します。

昨今、IT機器が急速に普及し、視覚に訴える情報が多くなった反面、これによる視力の低下に悩む人が急増しています。また、高齢社会あるいは長寿社会という言葉に象徴されるように、老眼、白内障などによる視力の低下や機能の低下に悩む人も同様に増えています。

町では、情報量を減らさずに、より多くの町民の皆様にとって、読みやすく、誤読されにくい広報紙となるよう、ユニバーサルデザイン書体を導入します。

## 住民ほけん課のお知らせ

# 後期高齢者医療制度の主な給付制度について

受けられる主な給付は次のとおりです。それぞれ該当がある場合は、高齢福祉担当へお問い合わせください。

- ・病気やけがの治療を受けたとき
- ・コルセットなどの補装具を作ったとき



### ■高額療養費

1カ月の医療費の自己負担額が限度額を超えたときは、超えた額をお支払いします。

### ■入院したときの食事代

入院中の食事にかかる費用のうち、一部(標準負担額)を被保険者の方々に負担していただき、残りを後期高齢者医療制度において負担します。

#### 【高額療養費の限度額及び入院時食事代】

| 所得区分        | 自己負担限度額  |                               | 食事療養標準負担額<br>(1食あたり)      |
|-------------|----------|-------------------------------|---------------------------|
|             | 外来(個人ごと) | 入院+外来(世帯合算)                   |                           |
| 現役並み<br>所得者 | 44,400円  | 80,100円+(医療費-267,000円)×1%(*1) | 260円                      |
| 一般          | 12,000円  | 44,400円                       |                           |
| 低所得Ⅱ        | 8,000円   | 24,600円                       | 90日まで210円<br>90日超160円(*2) |
| 低所得Ⅰ        |          | 15,000円                       | 100円                      |

\*1 過去12カ月に3回以上高額療養費に該当した場合、4回目以降は限度額が44,400円になります。

\*2 過去12カ月の入院日数に応じて食事代が変わります。

住民税非課税世帯の方は、入院の際に自己負担限度額と食事療養標準負担額が減額される制度があります。その際、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要となります。

### ■高額医療・高額介護合算療養費

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担を合計し、基準額を超えた場合にその超えた金額をお支払いします。

### ■葬祭費

被保険者が亡くなられたとき、葬祭費として5万円をお支払いします。